



福祉見てある記④

## 子どもアドボカシー団体ボイス

私は2009年9月から2010年8月まで海外長期研修によりイギリスで研究する機会を得ました。その研究テーマの1つが「子どもアドボカシーの制度と実践」でした。

アドボカシーは日本では、権利擁護あるいは代弁と訳されることが一般的です。国連子どもの権利条約は「子どもには自分に影響を与えるすべての事柄について意見を表明する権利がある」と規定しています。ところがこれまで子どもの意見や願いは十分に聴かれ、尊重されてきませんでした。



ボイス所長 ジョン・ケミスさん

たとえば虐待等で親から養育を受けられない時子どもはどこで誰と生活するのか、両親の離婚の際に子どもは父母どちらと住むのか、施設や里親との生活の中で辛いことや心身を傷つけられることがあったらどうしたらいいのか等、さまざまな問題が子どもに降りかかった時、これまではおとなが自分たちの考えや都合で子どもの処遇を決めるのが一般的でした。そのために、「自分はおとなの『操り人

形』のように感じた」と書いている子どももいます。

イギリスでは、福祉を利用する子ども達の「参加と意見表明」を保障するために子どもアドボカシーの制度があります。子ども達は児童保護会議や再評価会議など様々な会議に参加する権利が保障されており、そうした会議の場で自分を支援してくれるアドボケイトを依頼することができます。また、施設や里親での処遇に対して苦情の申し立てをする時にはアドボケイトを依頼する法的権利があります。

子どもアドボカシーサービスは、地方自治体が実績のある民間団体に事業委託するのが一般的です。アドボカシーサービスを受託している代表的な民間団体の一つであるボイスを訪問しました。

ボイスのホームページには、「ボイスは家から離れて生活している子どもや、支援を必要とする子どもの味方になって、権利を擁護し代弁する全国的な慈善団体です」と書かれています。所長のジョン・ケミスさんは1995年にボイスの活動に参加しましたが、そのときはまだ2人のスタッフだけだったそうです。その後インケアの子どもたちの調査を行ったり、チャイルドライン、ヘルプラインを開設し、行政から契約を受け取るようになりました。現在は10人の常勤職員と80名のフリーランスのアドボケイトで活動しています。常勤職員は弁護士一人を含むスペシャリストで、少年非行、精神しょうがい、難民、しょうがい児、16歳以上のケアを離れた子ども達等の担当です。

常勤スタッフの一人であるしょうがい児の専門アドボケイトのジョー・チャーターさん

にお話をうかがいました。ジョーさんは次のような事例を話してくださいました。



しょうがい児専門アドボケイト ジョー・チャーターさん

「重い自閉症の17歳の若者の事例です。彼は16歳までは母親と一緒に住んでいました。ところが母親に対して攻撃的になったので、母親が行政に相談して病院に入院して薬の投与を受けることになりました。そして今後は施設入所という方向になっていました。このときに、子どもの意思を確かめるために私にアドボカシーの依頼がありました。私は十数回病院へ行って話を聞き彼の様子を見ました。母親や先生が来たときにどのような反応をするかなどです。彼はマカトン（絵やサインを用いた会話）で、「家に帰りたい、お母さん恋しい」と訴えたので『子どもは家に帰りたいと希望している』という報告書を作成しました。この事例は裁判所の判断を仰ぐことになりましたが、施設が遠かったこともあり、最終的には支援を受けて家で生活できることになりました。」

ジョーさんはとても優しい、話しやすい雰囲気の方でした。またしょうがい児とのコミュニケーションや代弁の高い技術を持つアドボ

ケイトでした。最も権利侵害を受けやすく、また声を上げることが困難なしょうがい児のアドボカシーを誠実かつ強力に進めておられる様子に感銘を受けました。



ボイス事務所

ボイスのアドボケイト研修会にも私は参加しましたが、そこでも施設や里親を経験した子ども達の発表がメインの報告の一つとしてあり、子どもの声に学ぶことを何より重視していることを感じました。

日本では子どもアドボカシーの制度や実践はまだありませんが、イギリスに学んで発展させていく必要性を痛感しました。

（本研究所研究員 堀 正嗣 障害学）

